

基準点の測量方法について

図①にある基準点の測量方法は、効用確認測量又は復元測量になります。（運用基準第4（2）より）



図①

注1：図①にない基準点の測量方法については、区基準点担当者に確認してください。

注2：図①の街区多角点節点と図②の補助点との区別については、見た目では判断できないので、その都度、区基準点担当者に確認してください。

注3：蒲田四丁目、蒲田五丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、新蒲田一丁目2番から12番及び西蒲田三丁目9番から15番地区

注4：図②の補助点、MMS基準点及び基準点(注3の地区を除く)は、原則保全の必要はありません。
（運用基準第4（3）より）
工事等による撤去後は測量標のみ区基準点担当者へ返却してください。



図②